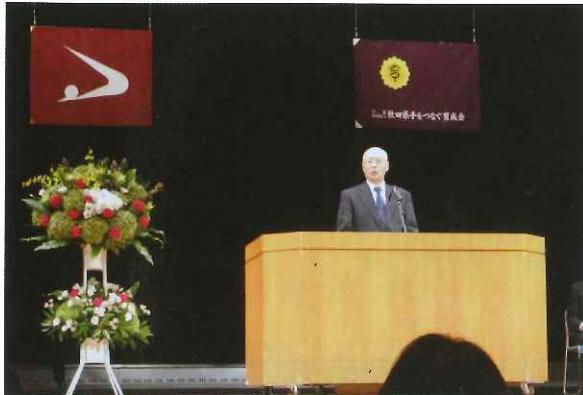


# 秋田県手をつなぐ親たち

第55号  
平成29年秋号

公益社団法人 秋田県手をつなぐ育成会 発行人：会長 高橋 精一  
秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館3F  
TEL 018-864-2718 HP <http://www.akita-ikuseikai.jp/>



高橋会長のあいさつ



「手をつなぐ母の歌」を斎唱する会場の皆さん

## 秋田県大会を振り返って

秋田県手をつなぐ育成会会長 高橋 精一

平成29年9月17日に大仙市の仙北ふれあい文化センターで開催された第59回手をつなぐ育成会秋田県大会大仙・仙北・美郷大会には、述べ400人以上の参加を頂き、成功裡に終了することができました。

大会のテーマは「互いに人格と個性を尊重できる、豊かな共生社会をめざそう」とし、かずかずの地域交流活動などの話題提供のあった大会でした。

午前の式典では、来賓から暖かいお祝いのお言葉をいただき、表彰、大会宣言と私たちの大会宣言を採択して式典を終了しました。アトラクションの大曲支援学校、大曲支援学校せんぼく校の生徒さんの「太鼓演奏」での力強い集団演技に大いに盛り上がりましたし、日ごろの練習成果を披露したなでしこ大仙の「スコップ三味線」の演奏も心に残る演奏でした。

午後の講演は「障害者の人権」について秋田地方法務局の濱山誠人権擁護係長から虐待防止法の目的や内容の説明や救済を講じた具体的な事例の紹介など、人権を守ることの大切さについてご教示頂きました。シンポジウムでは「温かい地域の交流から輝く共生社会をめざそう」をテーマに「かわ舟の里角間川」、「愛仙」、「後三年鴻声の里」、「角間川町みなみ町」の各代表の方から、地域での交流活動内容について発表がありました。それぞれ各地域に溶け込み温かく見守れている話題を聞き、うれしく感じました。

本人大会ではA班は音楽療法士・日沼郁子さんの指導の下、歌やゲームを楽しみ、B班は「秋田県立農業科学館」を見学しました。

大会開催にあたり、1年間に渡って大仙市・仙北市・美郷町の育成会会員や関係者の方々が検討しプログラムを作り上げ、広告募集や大会運営に頑張っていただきましたことに、この場を借りまして改めて御礼を申し上げます。

## 秋田県知事・秋田県手をつなぐ育成会会長表彰

受賞おめでとうございます。

次の方々が、秋田県知事表彰・秋田県手をつなぐ育成会会長表彰を受賞されております。

☆ 秋田県知事表彰【更生援護功労者】

秋田市 田中勉 様 湯沢市 高橋美喜子 様

☆ 秋田県手をつなぐ育成会会長表彰

藤里町 桂田強 様 秋田市 近藤美奈子 様 明成園保護者会 田中隆 様  
あきた病院愛育園保護者会 村上清子 様 秋田県心身障害者コロニー保護者会 佐々木幸子 様  
にかほ市 斎藤和之 様 角館町 熊谷宏美 様 愛仙にじ保護者会 進藤裕美 様  
まつくら・しみず保護者会 須佐齊司 様 阿桜園保護者会 神谷長一 様  
やまばと園親の会 柴田正喜 様



知事代表で受領 高橋美喜子 様



会長表彰を代表で受領 須佐齊司 様

## お祝いのことば

ご来賓の祝辞・歓迎のごあいさつ



秋田県健康福祉部長 保坂 学 様



大仙市長 老松博行 様

## 大会宣言



保護者代表 西鳥羽友子さん

### 大会宣言

私たちは障害者権利条約の批准の下、知的障がいのある本人とその家族が「地域との温かい交流を通した共生社会」の実現を目指して、自らが活動するとともに社会環境の整備や福祉サービスの充実など強く要望してまいりました。

また、障害者総合支援法の3年後の見直しや障害者差別解消法の施行により、共生社会の実現に向けてさらなる歩みが始まりました。障害福祉を後退させることなく着実に前進させることが必要であり、そのためにも生活を支える制度が持続可能なものであり続けることが必要です。高齢となった障がい者が増えている今、既存の資源と地域の繋がりの重要さが増してきています。これからも地域に根ざした育成会活動の着実な歩みが求められています。

知的障がいのある人やその家族、関係施設等が望む地域において安心して他の人々と共に支え合うことのできる地域づくりを目指し、本大会の名において以下の事項を要望し早急に実現されるよう宣言します。

1. 大災害時に備えて知的障がいのある人のための福祉避所を準備すること。
2. 障害者支援施設等における入所者等の安全を確保するため、さらなる防犯措置を徹底するため、関係機関との連携体制を強化すること。
3. 障がいのある生徒の卒業後の進路指導を充実すると共に、長期間での支援体制を位置付けること。
4. 障がいのある人たちの働く意欲を尊重し、さまざまな分野での就労支援制度の拡充を図ること。
5. 知的障がいのある人の高齢化に伴い、医療を必要とする障がい者が増加していることから、介護や医療を提供できる施設を早急に整備すること。
6. 介護保険の適用が六十五歳を境に機械的な対応とならないよう計画相談を充実させること。
7. 意思決定支援の充実などにより個の主体性を尊重すると共に、本人を主体にしての権利が擁護されるよう成年後見制度を見直し、利用しやすい環境を整備すること。

以上を宣言案とします。

平成29年9月17日

第59回手をつなぐ育成会秋田県大会大仙・仙北・美郷大会

大仙市・仙北郡地区出身県議会議員  
加藤麻里様からの激励のお言葉



本人代表 皆川直美さん

わたし たいかいせんげん

私たちの大会宣言

今日は県内各地からお集まりいただき、ありがとうございます。  
私たちが望む場所で、安心して楽しく暮らしていくために、  
次のことが実現できるよう、関係者の皆さん応援してください。

1. 私たちの意見や希望を聞いてください。
2. 私たちが安心して働けるように、仕事や訓練をする場所を増やしてください。
3. 私たちが利用できる場所を増やしてください。
4. 私たちが楽しめる場所をたくさん作ってください。
5. 自立した生活を送ることができるよう、お手伝いをしてくれる機関を作ってください。
6. いじめや虐待、差別がなくなるようにしてください。

以上、大仙・仙北・美郷地区から県内の仲間とともに、私たちが自分らしく暮らしていくように、関係機関に要望します。

平成29年9月17日

だい かい て いくせい かいかいあき た けんたいかい  
第59回手をつなぐ育成会秋田県大会  
だいせん せんぼく みまとちく けんない なかま  
大仙・仙北・美郷大会本人大会

**アトラクション1 秋田県立大曲支援学校、大曲支援学校せんぼく校生徒による「太鼓演奏」**



(4)

**アトラクション2 なでしこ大仙による「スコップ三味線演奏」**



(5)

## 講演 「障害者的人権について」

秋田地方法務局人権擁護課 濱山



誠 氏  
皆さんこんにちは。ただいまご紹介いただきました、本日講演をさせていただきます秋田地方法務局人権擁護課の濱山と申します。どうぞよろしくお願ひします。

私は法務局に勤めて今年が29年目になります。青森県の津軽市というところの出身ですので、ちょっと津軽なまりが激しくですね、大変お聞き苦しい点や早口になつたりしてですね何を言ってるのかわからないといった点もあるかと思いますけれども、どうぞご容赦いただきたいと思います。

障がい者の人権についてということで、障がい者の権利擁護についてお話をさせていただきます。法務局では、人権の擁護ということで「みんなで築こう 人権世紀 考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心」ということを平成29年度法務省人権啓発重点目標として業務をしているところであります。人権とは何かということをお話させていただきます。

人権とは、人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利と言われています。人権について、明確に「人権とは何々である」というように定義した法律はありません。憲法でも、基本的人権の具体的な内容として個別に自由権や平等権、生存権等を保障するという形で規定しています。人権とは、近世ヨーロッパの自由、平等思想等を源流として、民衆の長年の戦いの成果として認められてきた概念であることがあります。レジメに記載しました、「人権とは、人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利である。」という言葉は、この概念を表現する例の一つであります。第2次世界大戦では、特定の人種等への迫害や大量虐殺等、人権

への抑圧や侵害が横行しました。戦後発足した国連では、このようなことの反省から、人権問題は国際社会全体に関わる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという共通認識のもと、1948年に世界人権宣言を採択しました。世界人権宣言は、第1条で「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利において平等である。」と宣言し、いかなる差別も許さず、市民的・社会的権利等が保障されなければならないと綴られています。ちなみに、世界人権宣言が採択された12月10日は世界人権デーとされ、私たち法務局では12月4日から12月10日までを人権週間と定め、毎年様々な啓発活動を展開し、広く人権擁護を呼びかけています。

次に、憲法の基本原則についてです。基本的人権の尊重が日本国憲法の基本原則の一つとされており、憲法第11条で「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」と規定され、すべての国民に永久不可侵の権利として保障されています。また、第13条では「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とされ、個人の尊厳や自由、幸福追求権の尊重が明記されています。

さて、法務省の人権機関としての人権擁護の仕組みはどうなっているのでしょうか。法務局人権擁護員としての説明をさせていただきます。

法務局では、皆さんよくご承知かと思いますけれども、登記という登記業務が主な業務になっておりますが、そのほかに戸籍、供託、商務、人権擁護と様々な業務を取り扱っております。人権擁護につきましては、法務省の所管業務の一つとされ、この下部組織として全国の法務局がこれを所掌しています。また、人権擁護の取り組みは、行政機関である法務局だけではなく、民間ボランティアである人権擁護委員と協働して業務を行っております。人権擁護委員

は、民間の方々の中から、人格、識見が高く、人権擁護に深い理解のある方を市町村長から推薦していただき、法務大臣が委嘱しております。この人権擁護委員は全国で約1万4,000名、秋田県においては現在251名の方が委嘱され、各地域において人権擁護の思想を広げるために活動しています。私たちは、人権思想の普及・高揚を図る人権啓発、人権に関わる幅広い相談を受ける人権相談、人権侵害の調査・救済を行う人権救済の3つの観点から、様々な活動を行っておりまます。

それでは、障がい者における人権問題についてお話をさせていただきます。

まず、障がい者に関して、労働の分野ではどのような問題があるのかお話しします。労働は、障がい者の社会参加と平等にとって重要な事柄であり、障がい者の働く権利については、障害者の雇用の促進等に関する法律第5条が、「すべて事業主は、障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、障害者である労働者が有為な職業人として自立しようとする努力に対して協力する責務を有するものであって、その有する能力を正当に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るために努めなければならない。」と定めています。職務遂行能力や適正を判断することなく、障がいがあることを理由として採用または採用面接を拒否したり、ほかの従業員よりも不当に不利益な条件で雇用したりすることは、違法となり得ます。また、最低賃金法第4条は、「使用者は、労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならぬ。」と定めていますが、一方で、同法第7条1号は、「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者」については、都道府県労働局長の許可を受けたときは、最低賃金以上の賃金を支払わなくてもかまわない旨を定めています。最低賃金未満の賃金しか支払われていない場合には、都道府県労働局長の許可を得ているのかどうか、著しく労働能力が低いとの認定が適切かどうか、注意する必要があります。そのほか、障がいを理解するための従業員教育を行ったり、車椅子用のスロープを設置するなど、障がい者の方のために労働条件を整備したり、当該障がい者の方に合った仕事の内容を割り当

てるなど、使用者が適切な配慮を行って障がいの方が働き続けることができるようになります。

次に、教育の分野ではどのような問題があるかについてですが、教育の分野では、障がいを有することを理由とする高校への入学拒否、特別支援学級に属するか、普通学級に属するかの選択の可否などの問題があります。障がいを有することを理由とする高校への入学拒否については、たとえ施設設備の面で障がい者にとって特別支援学級が望ましかったとしても、少なくとも普通高校に入学できる学力を有し、かつ普通高校において教員を受けることを望んでいる障がい者の方については、普通高校への入学の道が閉ざされることは許されるものではありません。特別支援学級に属するか、普通学級に属するかの選択の可否については、教育を受ける権利について定めた憲法第26条を根拠として、障がい者は特別支援学級に属するか、普通学級に属するかの選択権を有するとの主張に対しては、障がい者に対する学習権保障のるべき内容は憲法第26条から自動的に決まる問題ではないことを理由に、これを否定する判決もありますが、近年では、ノーマライゼーションの理念、ともに生きる権利、差別のない社会の観点から、また、障がいのない者側の意識改革のためにも、障がいのある子と障がいのない子が分離されることなく教育を受けられることが望ましいとして、混合教育の利点が強く主張されております。

次に、障がい者施設ではどのような問題が生じているかについてお話しさせていただきます。障がい者施設においては、主に次の5つの問題が起きています。ただし、今お話しする5つの問題は、すべての施設ではありませんので誤解のないようにお願いします。

1つ目として、身体的虐待です。このことは、よくニュース等で皆さんも耳にしているのではないかと思います。施設職員に反抗的な態度をとったことなどを理由に、障がいの方に対して暴行を加えたり、過重な労働を強制することです。また、不当な身体的拘束も身体的虐待に当たります。

2つ目として、性的虐待です。これは、施設において強制的にわいせつ行為等をされることです。知

的障がいのある女性の性的被害は、かなり多く報告されております。また、報告されていない障がい者の性的虐待も少なからずあるかと思いますので、全国的に見ますとかなりの数があるのではないかと思われています。

3つ目として、心理的虐待です。施設職員からの暴行、無視、嫌がらせ、からかい、侮辱的・威圧的な発言などがこれに当たります。

4つ目として、放棄・放置することです。食事、世話、介助等の放棄や、介護・医療の放棄がこれに当たります。

最後の5つ目としまして、経済的虐待です。施設に入所している方の給料や年金等の搾取・横領、雇用助成金の詐取、無償労働の強要などがこれに当たります。また、財産等の不当な処分等もこれに含まれます。

ただいまお話しました労働の分野、教育の分野、障がい施設での各問題につきましては、障がいの方に対する人権侵害となります。このようなことがあった場合、また聞いた場合等、泣き寝入りなどのすることのないよう、県、市町村等の関係機関に連絡をお願いします。また、法務局においては、先ほども述べましたように人権に関わる幅広い相談を受け、人権侵害の調査を行い、被害者救済を行っておりますので、遠慮なくご相談ください。

次に、障がい者の住宅の整備に関し、どのような問題があるのかについてお話しさせていただきます。

障害者基本法第20条は、「国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安定した生活を営むことができるようするため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の方の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。」と定めています。しかしながら、改造によって耐久年数が落ちる、家の中で盲導犬を飼われては困る、ほかの入居者が嫌がるなどの理由により賃主が賃貸を拒否したり、車椅子を使える構造になっている住居が少ないなどの理由により、住宅を借りることが困難な状況になることもあるかと思います。このような状況の改善のため、公営住宅や公團賃貸住宅への当選率の優遇、住宅の増改築資金貸付や補助、手厚いグループホームの開設、バリアフリ

ー化の推進などの措置が講じられてきているところあります。

さて、障がいの方々の人権侵害につきましてはただいまお話ししたところですが、それでは、その人権侵害について、法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例をご紹介させていただきます。レジメに書いております4つの具体例をお話しさせていただきます。

1つ目として、介護施設における入所者に対する不当な身体的拘束事案です。この事案は、介護施設において入所者に対する不当な身体拘束が行われている疑いがあるという情報が法務局に寄せられ、法務局では調査を開始したものであります。法務局での調査の結果、その介護施設において一定期間、1人または2人の従業員が多数の入所者の方々の介護や食事の準備、清掃等、施設における日常業務の全部を行わせたため、入所者の方々を約4カ月の間、外部から内部の状況を確認できない部屋に閉じ込め、室外から施錠したこと。また、月に数回シャワーを浴びる際のほか、部屋から出さなかったこと。さらには、常時または断続的に両手を布でベッド欄に縛り付ける身体拘束があったことなどの事実が認められました。そこで法務局では、同施設を運営する法人に対して、入所者の方々の人権に配慮した業務遂行を行うよう従業員に対する指導・監督を徹底し、同種事案の再発防止に努められた旨の勧告をいたしました。

2つ目の事案としまして、スポーツクラブにおける視覚障がいの方に対する入会拒否事案です。視覚障がいの方から、スポーツクラブへの入会を拒否されたとして法務局に相談があつたものです。法務局の調査の結果、スポーツクラブの支配人は、利用者側において介添人をつけるなどすれば事故の発生を十分防止できるにもかかわらず、入会希望者の個別事情を考慮したり、入会条件を検討することなく、利用者の安全を確保できないことを理由に一律に入会を拒否する差別的取り扱いを行ったことが認められました。そのため、法務局では、スポーツクラブの支配人に対して、入会を拒否した行為の不當性を強く認識し、障がい者の社会参加を促進するために特段の配慮をするよう接辞するとともに、同施

設を運営する法人に対しても、従業員の障害者基本法を含む関係法令の周知徹底を要請しました。

3つ目として、幼稚園における発達障がいのあることを理由とした差別的取り扱い事案であります。この事案は、発達障がいを有する子が幼稚園の入園面接の際、自分の氏名を答えられなかつとして入園を不許可とされるという差別的取り扱いを受けたとして、その子の母親から法務局に相談があつたものです。法務局での調査の結果、幼稚園の園長及び教育委員会が、財政上の理由から自助支援が必要な方に対する介助人の配慮ができないことを理由に、入園を不許可とした事実が認められました。このことから、法務局では、その子の入園について母親と園長及び教育委員会との調整を図った結果、その子の入園が許可されるに至りました。

最後に4つ目としまして、知的障がい者更生施設における入所者に対する身体的及び経済的虐待事案をご紹介します。この事案は、知的障がい更生施設の職員が入所者に対しまして虐待を行っているとの情報提供が法務局にあつたものであります。この情報を受けた法務局では調査を開始し、その調査結果は、同施設職員が複数の知的障がいの方々に対して頭部や頬をたたく虐待や不当な身体拘束が認められたほか、同施設を運営する法人の理事長が、施設入所者の方々から預かったお金を自ら購入した電化製品の支払いに充てるなどの不正使用による経済的虐待を行っていたことも判明しました。そこで法務局では、身体的虐待を行った施設職員と同職員を指導・監督する立場にある施設の長に対しまして、再発防止に努められた旨の勧告をし、また、施設入所者の方々から預かったお金を横領した法人の理事長を業務上横領罪で告発しました。さらに、この法人に対して、知的障がいのある方の人権を尊重した業務遂行を行うよう、職員に対する指導・監督を徹底するとともに、入所者の方からの預かり金の出納管理を適正に行い、同種事案の再発防止に努めるよう勧告いたしました。

以上、法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた4つの具体的事案をご紹介させていただきましたが、ご紹介した事例はほんの一端に過ぎません。これらの事案と同じようなことをされるなど人権を侵害されたと思われるございましたら、一人で悩まず、遠慮なく法務局にご相談ください。法務局では、先ほども述べましたように広く人権相談を受けており、その相談の中でこれは人権が侵害されているなと思った事案に対しては、積極的に被害者の救済のため、関係者からお話を聞きし、事実を確認した上、適切な措置を講じております。なかなか法務局の業務としましては皆様に知られていない部分というのがあるかと思いますが、このような業務も法務局では行っておりますので、今日お越しにならない方々にもお話をいただき、何か問題等あった場合ではなく、その疑いがある場合であっても、ご遠慮なく相談いただけます。また、このほかに法務局では、夏まつりや各地域の行事の際に人権擁護の啓発をしております。これは先ほど紹介しました人権擁護委員の方々と、啓発物品の配布や、人権教室という小さいお子様、小学生、幼稚園、中学校、高校の学校に赴き、人権について、人権思想の普及・高揚の業務も行っております。障がい施設においても、障がい施設職員に対しての人権啓発としまして、このような講演等も行い、障がいの方々の人権に配慮するよう呼びかけておりますし、啓発もしているところであります。皆様の地域での障がい施設におきましても、そのような講演をしていただきたいということであれば、職員の方々にお話しいただければ、施設の方に赴かさせていただき、講演等をし、人権の啓発に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最後になりますが、私たち法務局では、障がいの方々の人権が守られ、安心して生活していく社会の実現を目指しましてこれからも取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

ご静聴ありがとうございました。

## シンポジウム「温かい地域の交流から輝く共生社会をめざそう…」

司 会	愛仙施設長	久 米 力 氏
話題提供者	かわ舟の里角間川 サービス管理責任者	齊 藤 恭 子 氏
	愛 仙 生活支援員	門 脇 友貴子 氏
	後三年鴻声の里 支援員	進 藤 晋 氏
	角間川町みなみ町 町内会長	大久保 文 夫 氏



### 司会 久米 力 氏

私は、仙北市にあります障がい者の通所施設の社会福祉法人秋田ふくしハートネットの施設長を仰せつかっております、久米と申します。皆さんから応援いただき、これから2時間、皆さんと深い議論を深めてまいりたいと思いますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日のテーマは「温かい地域の交流から輝く共生社会をめざそう」このテーマは、簡単に見えますけれども非常に私は奥が深いと思っています。今日の4人のパネラーの皆さんは、それぞれ施設の皆さん、そして地域の皆さんという立場から発表をしていただきたいと思います。それをもとに、フロアの皆さんとも討論をしてまいりたいと思います。

トップバッターは、地元大仙市にあります、かわ舟の里角間川のサービス管理責任者の齊藤恭子さんからお願ひします。それお自己紹介を兼ねて、発表よろしくお願ひします。



### シンポジスト 齊藤 恭子 氏

大仙市にあります、かわ舟の里角間川でサービス管理責任者をしております。簡単に私の自己紹介をさせていただきます。私は、小規模作業所の指導員からスタートして、その施設を10年、その後、今の入所施設に異動しまして4年目になります。通算して22年ですが、通所の事業所が長かったせいもあり、いまだあくせくとしている毎日です。どうかよろしくお願ひいたします。

施設は昭和56年大曲仙北広域角間川更生園として設立し、平成25年に社会福祉法人水交会 かわ舟の里角間川としてスタートしております。大仙市の南東部にあって、横手市に隣接する地理的状況にあります。現在入所されている方が58名、生活介護を利用されている方が60名おります。利用者の方々は、行事等を通して地域の皆さんと触れ合えることを大変楽しみにしているようです。

それでは行事を通しての地域交流を説明したいと思います。



まず初めに5月、角間川交通安全会が主催して、交通安全を願い、角間川小学校、角間川保育園の子どもさん、地域の方々と一緒にパレードに参加しております。パレードをすることで、地域の住民であることを再認識できるようです。

同じく、親水公園の清掃と旬を食す会があります。利用者の方々の地域交流の一環として参加させていただいております。大曲南中、角間川小学校、地域の皆さんと親水公園の清掃奉仕を行い、その後の旬を楽しむ会として魚をいただきます。

6月には、さつまいも植え交流です。角間川保育園の皆さんと合同で、施設の畑にさつまいもを植えます。毎年行っている行事でもあり、楽しみにしているようです。10月には一緒に収穫をしております。

同じく総合避難訓練です。2年前から、地域の町内の方々とタイアップして合同で避難訓練を行っております。隣の老人施設サン・サルビアさんに協力を仰ぎ、今年度は両施設と2つの町内会との合同で訓練を実施しております。地震を伴う火事を想定し体育館からの避難と設定しましたが、高齢な利用者の方、車椅子の利用者の方が多数おり、さらに結構な段差もあり、町内の方々の協力が欠かせないことを再確認しました。同日に、非常食の作り方、試食会も兼ねて、町内の方々20名ほど参加してくださいました。

9月には、角間川地区大運動会があります。小学校と地域で行う地区的運動会に、地域住民として参加させていただいております。主催者側のご配慮で、利用者の無理のない競技を設定していただいております。

10月にはソフトボール大会を行っております。南町の町内会長さんの大久保さんより説明があるようすで、割愛させていただきます。

このほかにも、8月には夏まつり、11月にはかわ舟祭、地域の方々がそれぞれ200名ほどおいでになり、多大なるご協力をいただき盛大に行われます。

そして私たち社会福祉法人水交会では、地域貢献の一環として、運動不足の解消を目的とした、地域で生活する在宅の知的障がい者の方々に、スペシャルオリンピックスを通して定期的にスポーツプログラムの提供を行っております。種目は、フライングディスク、卓球、バスケットボールです。3つの種目でそれぞれ約10名から20名の方々が登録・参加しております。月に1回程度実施しております。

そして最後になりますが、昨年の神奈川県内の障がい者支援施設の事件を踏まえて、私たちの施設では、不審者対応マニュアルの作成、警備保障会社の警備システムを利用して、特に夜間や休日に不審者及び想定外の事項があった場合に、警備保障会社と常に連絡がとれて対応に当たるようにしております。利用者にとっても職員にとっても安心感につながると感じております。

以上で私の説明を終わります。ありがとうございました。

### 司会

ありがとうございました。

皆さんご存じのように、やまゆり学園という本当にこう痛ましい事故があつて、我々の施設もそうですけれども、もうピリピリしてると。昔は開かれた施設、開放するというのが大前提でした。ところが、今のように地域から守るという、事件から守るということからして、そういう防備もひとつ必要になってきたなという、非常に施設側としては切ない思いもしているのではないのかなという思いもしております。

次に、愛仙の門脇さんから説明をお願いします。

### シンポジスト 門脇友貴子 氏

私は、愛仙で生活支援員をして5年になります。施設では生活介護で毎日支援をさせていただいております。

初めに、私たちの事業所を紹介させていただきたいと思います。



正式名称は、社会福祉法人秋田ふくしハートネット 指定障がい福祉サービス事業所 愛仙です。立地場所は仙北市西木町です。角館町から国道105号を秋田市方面へ10分ほど北上したところにあります。近くには内陸線が通っており、田園に囲まれた自然豊かな場所に立地しております。愛仙はもともと、平成8年から保護者の皆さんにより開始されておりました、精神障がい者小規模作業所 角館さくら共同作業所と、同じく平成12年から保護者の皆さんにより開始されました、知的障がい者小規模作業所 仙北北部ふれあいセンターにじ、この2つの作業所を平成18年の10月に、NPO法人秋田ふくしハートネット 指定障がい福祉サービス事業所 愛仙としてスタートさせたことが始まりです。その後、平成24年には社会福祉法人を設立しまして、現在に至っております。2カ所に事業所があった愛仙なんですけれども、平成26年4月に現在の場所に新施設をオープンしまして、一つの場所で活動を開始しております。去年10月に10周年を迎えることができました。今年11年目、職員一同、よりよいサービス提供を目指して日々の業務に邁進しておるところです。

まず地域交流の1つ目に、平成20年6月に行いました内陸線の旅をご紹介します。この内陸線を残そうという思いから、愛仙ではこれを利用した秋田内陸線の旅を実施しました。利用者様、保護者の皆様、それからボランティアさん、職員、合わせて72名の参加でした。鉄道車両をお座敷列車と洋風列車の2両を貸し切りまして、角館鷹巣間を往復する旅でした。現在も存廃が懸念されている内陸線ですけれども、今後も地元に住んでいる私たちが積極的に内陸線を利用することにより、幾らかでも存続の一助になればという思いであります。

次は、地域貢献活動です。

まず1つ目には、角館町内のクリーンアップです。毎年お花見の季節になると、全国から多くの観光客が訪れ、お花見を楽しめます。この角館の桜まつりが開催される前に、角館町内にある企業や店舗の皆さん、それから住民の皆さんのがボランティアで町内の清掃をします。こちらは観光協会さんが主催の活動となっております。愛仙も角館に施設があった頃から、このクリーンアップに参加させていただいております。観光される方々に町内を気持ちよく歩いていただけますよう、道路のごみだと公園のごみ、それから落ち葉、剪定後の枝などを片付けていきます。活動が終わると町中すっきりきれいになりますし、観光客の皆さんを出迎える準備が整います。今後もこの活動を通して、地域の皆さんと協力して春の観光のお手伝いができたらなと考えております。

2つ目は、内陸線の駅清掃になります。毎年チャレンジデーに合わせて行いまして、市の行事に参加しながら地域貢献活動という形で清掃活動を行っております。愛仙さくらが西明寺駅を担当しまして、愛仙にじの方方が羽後太田駅の掃除をさせていただいております。

3つ目は、西木フラワーロードの除草・清掃活動です。事業所のあります仙北市西木町は、毎年、花いっぱい運動推進事業、西木のフラワーロード105一斉植栽という名前で、国道105号線沿いにマリーゴールドの苗を地域住民の皆さんで一斉に植栽します。愛仙では、このフラワーロードの除草、それから清掃活動も行っております。

次に仙北市障がい者ふれあい芸能文化発表会についてお話しさせていただきます。このふれ文（略称）ですが、障がいをお持ちの方の作品展示や発表の場をもつことにより、より創作意欲を持って作品制作に当たっていただくこと、また、その様子をたくさんの方に知っていただき理解を深めていただくことで、みんなが安心して暮らせる明るい地域社会を目指すという目的のもとで、仙北市の後援をいただきながらこれまでに10回開催しております。今年も10月21日に第11回目のふれ文を、角館交流センターにて開催予定です。今年の講師ですが、去年の講演が大好評でもう一度歌が聞きたいという声が多かったので、再度、本田知美さん、孝子さん親子を予定しております。知美さんの力強い歌声とお母さんの感動的なお話を聞きに、是非皆さんも遊びにいらしてください。

最後に、愛仙で行っている夏祭り、「夏祭り in 愛仙」についてです。「夏祭り in 愛仙」は、地域の皆様と交流を深め、障がい者の理解促進と啓発を図ることを目的に平成26年に第1回目を開催しておりまして、今年で4回目の開催となります。

最後になりますが、今年は愛仙創立10周年を迎え、今後もますます外に出て、愛仙の活動をよりたくさん発

信していかなければならぬと感じております。また、福祉の駅として愛仙を開放し、いつでも誰でも施設を訪問・利用していただき、地域の皆様に頼られる存在になりたいと思います。そして、地域の一員として私たちも社会の役に立ち、私たちの発信する活動に地域の皆様をたくさん巻き込んで、障がい者も健常者も関係なく、みんなが明るく楽しく暮らしていく、そんな社会にしていけたらなと思います。私たちは本当にたくさんの方々に支えられて、ここまで来ました。私たちも地域社会の一員として、親しまれ、愛され、そして信頼される施設に成長していきたいと思います。今後とも愛仙をよろしくお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

## 司会

施設は地域のものだという私の信念はそういうのがあります。だから常に施設は地域とともに歩むんだと。常時、地域があつての施設だと。運営だと、経営だという思いを込めて、それで福祉の駅という、私、勝手に思いをつけながら、期待を込めながらそういうものをつけてやっているのが現状です。

それでは、次に後三年鴻声の里、進藤さんからご情報提供をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

## シンポジスト 進藤 晋氏

ただいま紹介いただきました、社会福祉法人水交会 後三年鴻声の里で支援員をやっております、進藤と申します。後三年鴻声の里の方で勤務させていただいて、9年お世話になっております。先ほど紹介ありました角間川の方とも同じ法人で、発表内容もちょっと重複してしまうところあるかもしれません、その点はご容赦ください。

それでは、私の方からは「地域交流の現状と課題」という題名で、当施設で行っている行事を通しての地域交流を紹介をさせていただきます。

初めに、施設の概要についてお話しします。当施設は、美郷町の旧仙南村にあります。昭和50年に広域市町村圏組合の後三年更生園として設立いたしまして、平成20年に法人化に伴い、現在の後三年鴻声の里となりました。平成22年には施設が新しく建設され、現在の場所に移転しております。

私たちの施設では、施設入所支援が52名、男女26名ずつ、こちらは主に夜間帯の排せつ等、食事、介護、生活等に関する相談及び助言、そのほかの必要な日常生活上の支援をすることにより、安心した生活を提供しております。続いて生活介護、こちらが60名で、うち外部の方から通所が8名となっております。こちらは、主に日中の方で入浴、排せつ、そういう日常の支援を行い、また、創作活動及び生産活動の機会の提供、また、その他身体機能及び生活能力向上に必要な支援をすることにより、安定した生活を営めるようサービス提供しています。

本題であります行事による地域交流についてお話ししたいと思います。

6月の神社清掃ということで、こちらは後三年更生園時代から、施設の近くにあります新参神社の清掃を利用者さんと職員で行っています。続いて、夏祭りです。8月の夏祭りです。こちらは毎年恒例の行事で、地域の方々を初め、保護者の方が多数参加していただいております。また、ボランティアで六郷高校の生徒さんより販売の協力をいただいております。続いて9月、招待敬老会ということで、当施設の近くにお住まいの老人クラブの皆さんを施設に招待し、利用者さんの敬老者と一緒に会食、また、外部から演芸をお願いしまして、楽しい時間を過ごしております。続いて10月、鴻声祭の方ですけれども、当施設の一大イベントであります。毎年、地域の方々が多数来訪してくださり、おかげさまで盛大に開催することができております。物産販売や軽食販売、演芸など盛りだくさんです。昨年は仙南小学校のプラスバンド演奏を披露していただきました。また、美郷中学校生や六郷高校生や美郷町社協からのボランティア等、多くの協力をいただいています。今年も



開催しますので、会場の皆さんも是非お越しください。

続いて12月、餅つきです。こちらは大仙市の餅つき有志の会の皆さんが毎年この時期に訪問してくださり、利用者の皆さんにお餅を振る舞っていただいております。利用者の皆さんもこの日を楽しみにしており、ほぼ全員が順番に餅つきをしております。

2月、ふるさと祭りです。施設の中庭の方にかまくら・雪像、これ全部職員の手づくりで作っております。当日は、どんと焼き等も行っております。地域の皆さんにチラシを配るなどしておりますが、最近では地域の方々の参加が低迷している状態であります。

3月は地域こども会ということで、春休みに合わせて仙南小学校生を招待し、利用者さんとレクリエーションや映画を見て楽しい時間を過ごしています。この行事を通して、利用者の皆さんは子どもたちから元気をもらっております。

続いて、施設で行っているボランティア活動について紹介します。主に挙げております3つの活動があります。4月は地域美化奉仕ということで、地域の周辺のごみ拾いを行っております。まず春の風を感じながら、利用者の皆さんも一生懸命取り組んでいただいております。

続いて、6月は後三年駅の清掃ということで、近くに後三年駅がありまして、こちらは施設の自治会の皆さん方が中心となり清掃を行っております。毎年意欲的に取り組んでいただいております。

続いて、通年で行っているボランティア活動ということで、美郷町の住民センターのみさぽーとというところに昨年度より施設として登録しまして、住民センターより打診を受けましてボランティアに利用者さんと職員が参加しております。主に清掃活動や、高齢の一人暮らしのお宅に行きまして除雪作業に取り組んでおります。利用者さんも積極的・意欲的に参加してくださり、ほかの参加者の方と協力し取り組んでおります。それを通じて地域の方々とのふれあいを考えている様子がうかがえております。去年の除雪では、小学校の方と一緒に除雪作業を行っております。

共生社会を目指すにはまだまだ課題があります。施設の利用者さんも高齢に伴い、なかなか地域に出ることができなくなっているのが現状です。また、地域の方の高齢化、また少子化、世代交代など、地域のつながりがちょっと低迷しているのかもしれません。そういった中で、地域の方を施設の方に待てるだけではなくて、積極的に施設利用者さんと職員が地域に様々な形で交流を深めていくことが大切だと思います。まずは後三年鴻声の里を知っていただく。そのためにボランティア活動や地域にある社会資源の活用、また、当施設を反対に社会資源として使っていただく、そういう役割を担い地域貢献していくことで、共生社会の実現につながるのではないかと考えております。今後も施設としてできることを考え、実践していきたいなと思います。

当施設でも去年の事件を受けまして不審者対応の講習会を行っております。大仙警察署の協力を得まして、去年と今年と行っております。防犯カメラの方も設置しまして、マニュアルの見直しも行っております。利用者の安全に努めておりますが、まず、うちの方でも開かれた施設を目指しているんですけども、そういった利用者さんの安全面も特に配慮していかなければならぬなと感じております。

スペシャルオリックスについて現在、法人全体で取り組んでおりまして、現在、地域貢献活動として平成26年度から障がい者の皆さんにスポーツクラブ、スポーツプログラムを通して仲間との交流の場、活躍する場を提供する目的でスペシャルオリンピックスという事業を展開しています。月いちのペースで行われて、卓球、フライングディスク、バスケット等、記録会も1回、年9回の活動を行っております。こういった場面からも地域貢献を目指している取り組みです。

あと、ちょっと最後に宣伝になってしまふんですけども、さっきもお話しさせていただきました後三年鴻声の里の鴻声祭が10月29日、日曜日に開催されますので、会場の皆さんも是非お越しくださいということで宣伝させていただきます。

以上で私からの発表を終わります。ご清聴ありがとうございました。

## 司会

進藤さんありがとうございました。施設の現状と各種行事、それぞれのこう内容の濃い交流をしているなと感じました。今施設側はどちらかといえば受け身のボランティアが多い中、私はいつも能動型ボランティア、受動型ボランティアという言い分けを勝手に使ってますけれども、まさに能動・受動の両ボランティアをうまく施設側が活用していくことが大切なことと思いました。

最後に、地域住民の代表で町内会長であります大久保さんから、その地域交流の状況を説明していただきたいと思います。それでは、よろしくお願ひします。

## シンポジスト 大久保文夫 氏

ご紹介いただきました、大仙市角間川町南町、通称南町でございますが、町内会長をやってます大久保と申します。よろしくお願ひします。

私も平成9年に秋田から居を南町に移しまして、町内会の役員等をやりながら、前会長から会長を引き受けた数年経っています。移り住んできた当初から、もう既にこの交流ソフトボール大会が始まってました。

それでは、ソフトボール大会について説明させていただきます。平成6年から始めて、この今年度、平成29年度で24回目を迎えます。今年は10月1日の開催になります。今回の発表は、昨年の第23回大会をまとめました。

当南町内は34軒、小規模なんですが、当時の大曲市の宅地造成事業によって平成4年にできまして、真新しい町内であります。当時の町内会の会員の皆様が自らの希望によって、町内と隣接してますかわ舟の里角間川との温かい交流を目指して始めたのが、この大会でございます。

南町内会の責任のもと、参加される当町内とかわ舟の里角間川、それからサン・サルビアという特別養護老人ホームが同じように隣接の形でありますが、その三者によって事前に打ち合せをしています。事前に大会日程、準備品の分担、業務の分担、それから大会の組み合わせ、それから交流会の内容等を全てまとめて、お互いに理解し易いようにしています。

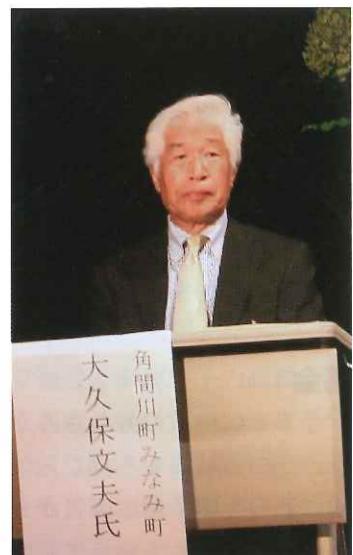
昨年は9月の第4日曜日の開催でした。今年度は諸事情によって10月の第1日曜日、1日になりますが、開催の予定であります。参加チームは、南町内会とかわ舟の里角間川チーム、それからサン・サルビア、秋銀合同のチーム、3チームになります。試合は5回戦、リーグ戦になります。試合時間は1時間。同点の場合は5人によるじゃんけんで勝敗を特定します。あとは交流会の案内、集合時間とかそれを記載したものを記載しています。

第1試合ですが、サン・サルビア、秋銀チーム対かわ舟の里角間川チームです。かわ舟の里角間川チームは、今年こそは20回目の優勝をと意気盛んであります。対するサン・サルビア、秋銀チームは、今年こそは是非一勝をということ、これも意気盛んなところでございます。

第2試合になりますが、サン・サルビア、秋銀チームと南町内会チームでございます。サン・サルビア、1勝を目指している、意気盛ん。南町内会チームも3回目の優勝をと、これまた負けないよう、南風寮の選手中心に頑張るということでございます。南風寮の皆さん、右端の写真なんですが、攻撃の自分にまだ回ってこない場面では、大きな声を張り上げての声援になります。

第3試合、かわ舟の里角間川チーム対南町内会チームでございます。各チーム1勝ずつなってまして、決勝戦になりました。お互い取りつ取られつの大接戦の末に、時間切れ、12対12の同点でございます。審判長は新ルール採用しまして、5人によるじゃんけんによる決着を宣言、その結果、南町内会チームの優勝でございます。最後の挨拶は、お互いの健闘を讃えて拍手で締めたのが印象的でございました。

続いて閉会式でございます。成績発表、優勝はグループ南風寮が所属する南町内会チーム2勝で、3回目の栄冠になりました。優勝杯は、6年前に県育成会賛助会員であります薬局すばるから寄贈を受けました。準優勝チ



ームは、優勝回数20回を誇るかわ舟の里角間川チーム、成績は一勝一敗でした。サン・サルビアから寄贈を受けました準優勝杯の受賞になります。

続いて交流会になりますが、会場は、角間川親水公園グラウンドから移動しましてサン・サルビアの車庫になります。サン・サルビアのチームは、2試合を終えるとすぐ会場設営に駆けつけます。会場に入る前は各自それぞれ施設に寄ったりしながら、ちょっとめかして会場入りします。利用者の皆さんもビールで乾杯をします。そのおいしいこと。いものこ汁、うどんの煮込み等の作りは、南町町内会の婦人部の仕事でございます。マイ包丁も持参で、参加者はほろ酔い程度に飲んで会話に花が咲きます。解散は午後2時を過ぎるぐらいでございます。

最後になりますが、昨年まで23回の開催でした。南町町内会の会員の皆さんも高齢化が進んでいます。それでも続けられる要因として、かわ舟の里角間川の入所施設の利用者の要望が強いんです。いろんな機会で「今度いつやるんだ。楽しみだ。」そういうことを言われます。その言葉に黙っていられない。これが本当に開催の本音になります。今年度は第24回目になります。10月の1日、日曜日に予定しています。大仙市からは、開催費用の一部として3万5,000円の助成費用もいただいています。角間川親水公園野球場と、それから野球場でも好プレー珍プレーの続出なんかは非常に楽しいものがあります。是非皆さんも見学においでいただければと思います。

以上、報告を終らせていただきます。ありがとうございました。

#### 司会

今まで施設の方々さんから、そして最後は、大久保さんからは地域として施設とどう関わってきたかという、その地域側から見た地域共生社会というものを今発表されました。実は私事ですけども、私も角間川の施設におった頃、第1回目からずっと何年間かは関わらさせていただいて、この写真を見て大変こう懐かしいなという思いをしておりました。南町さんには、私からも本当に感謝を申し上げたいと思います。

今4人からの発表が終わりました。4人の皆さんからの説明で何か残った点、もう少し追加してお話しをしたいというのがございましたら、補足願います。

#### 大久保

私たちのイベントというかソフトボールを紹介させていただきましたけども、ほかのいろんな施設さん等でも関わりとか何かあって参考になるようなことがあればと、そういうところをちょっと聞きたいなと思いました。

#### 司会

今日は、全県各地から皆さんお越しですので、私たちの地域、施設では、またこれと違った交流をやってるよというところ、もしご紹介できれば発表してほしいなと思います。

#### 松橋（南秋つくし苑）

南秋つくし苑の松橋といいます。施設は八郎潟町にあります。町の中にある通所施設です。

今、うちの方の地域との交流というのも、花火であったり、餅つき、最近ちょっと餅つきやれなくて、なかなか地域交流がうまくいってないというところが正直なところです。活動がなかなか思うようにできなくなっているということはあります。今の制度ではいろんなことやっていかないといけなくて、そこに多くのスタッフの手が取られると。就労B型であれば、売り上げ伸ばすために一生懸命やらないといけない。それプラス例えれば地域交流進めようとすると、全部がスタッフの負荷となってしまっている。今の制度のせいにする訳ではないんですけど、楽をさせない仕組みになって、なかなかね、いろんな地域との交流がやられなくなってきたなと感じているところです。

#### 司会

急に振って申し訳ねえす。ありがとうございました。

後三年の菅尾施設長さん、地域の交流についての思いとか、今までずっとやってこられて、どういうことが、

反省点とかもし、ないとは思いますけども、こういうものをもう少し進めていけたらなという施設長としての思いとかあったら聞かせてください。お願いします。

#### 菅尾（後三年鴻声の里）

後三年鴻声の里の施設長をします、菅尾といいます。

うちの方の状況は、職員の進藤さんの方から発表になったんですけども、昭和50年の開所ですので、もう42年経過しました。ということは、18歳でいた人がもう60近くになってるということで、平均年齢がありましたけども数年前まではもう60歳に届くところまで上がっていたんです。下は18歳、上は80うん歳、92歳までという時もありましたけども、やっぱりそうなると施設としてのフットワークというのが大変鈍くなりまして、外に出かけていくというのが大変困難になっている状況です。それと同時に、今の総合支援法に変わってから、何としてもこう日中の職員が不足気味になるということで、どうしても外に出るというのがなかなか難しい状況になってると考えます。現在は、どうしても生活の安心・安全というのを求めるに、中での完結を求めていく傾向にありましたので、これではいけないと。今まで受ける側だったので、今回これからは施設から出でていこうということで、先ほども発表がありましたけれども町のボランティア団体に加盟して、まずは少しでもいいから出ていきましょうということで今始めております。やはり受ける側だけでなく、どんどんこちらから出ていくことが必要だと思ってます。施設の方にもこういう機能を持つことも大切だと思います。

#### 司会

ありがとうございました。すみませんでした。

大久保さんの質問ということで、今度、先ほども言いましたように、地域の中で施設とか親の子の組織として交流会を何かやってるという団体ありましたらお知らせ願えればと思います。うちの地域はこのようにして障がい者の交流会を図ってるよということ。さらには、ちょっとまあ漠然とテーマが大きいので、絞りますか。自分のお子さんと一緒に買い物に行った。スーパーとかデパートとかそういうところで、地域が障がい者に向けられる嫌な思いをしたというような体験でもいいです。何かレジもちらちら見て嫌だったとか、駐車場もうまくとられなかったとか、何か皆さんから意見ございませんか。

#### 白川（北秋田市）

北秋田市の白川と申しますが、私たちの方では、まず7月に町内のお祭りがあるので、その会場のごみ拾いや草取りなどをして、来場された方に楽しんでもらうようにしております。また、100キロマラソンではリタイア者を迎える場所に行って、そういう人達に各会場の案内をしたりしております。もう一つですが、今、駐車場とか買い物の話が出ましたが、私は身体障がい者で車の運転をしておりますが、駐車場で今、線引きをして駐まれるようになっておりますが、一般の人も駐まっているので、それを改善できるようになったらいいなと思います。

#### 司会

大変こう貴重なご意見、当たり前ってば当たり前のことなんですかけども、それがやっぱりまだ実現されてない。やっぱり不平等の生活を、不自由な生活を強いられてるという、本当にね切実な思いだと思います。

#### 柴田（皆瀬更生園）

鴻声の里でお話しされた、20年に法人化して22年に建て替えをしたというお話しなされましたが、その裏づけとなった資金というのはどういうふうなあれでしょう。というのは、私の方でも平成35年に法人化したいという話してますが、やはり裏づけがないとできない。そこら辺をお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

#### 司会

大変難しい財政的な件ですので、その建設業務に関わってたベテランである菅尾施設長さんに、法人としていろいろ関わってきましたので、もう一度登場してもらって菅尾さんから何とか、お答えをしていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

**菅尾（後三年鴻声の里）**

後三年鴻声の里、20年に法人化ということですけれども、その前は後三年更生園は大曲仙北郡内の市町村でつくった公立の組合立の施設でした。その施設で36年運営されてきたわけですが、その当時、三位一体、国の方から民間ができるものは民間でというそういう発想から、まず広域圏の方でまず施設を法人化しようではないかということで法人化にはなったんですけども、施設の方の建て替えについて、その法人化する時の協定書というのがありますと、今まで運営してこられた大曲仙北郡内の市町村が施設を建て替える時の資金は全て出しますよという協定書の、それをもって法人化ということの協定がありましたので、資金については全て本当にありがたいことで、大仙市、仙北市、美郷町さんで出していただいたと、そういうことで今新しい施設を建設したと、そういうことになっています。

**司会**

ありがとうございました。今の発表者の中で、今一番の共生社会にとってこれはもっと問題だな、もっと掘り下げていきたいなということありましたらお願ひします。

**門脇（愛仙）**

愛仙なんすけども、今、地元の小学校、中学校の生徒さんたちと一緒に活動するっていう機会がはっきりいってないので、もしできればそういった、ほかの施設さんがやられているような地元の方たち、子どもたちと一緒に何かできればなというのは考えてます。特に具体的にといふのはないんですけども、何かできればいいかなというふうには思っています。

**司会**

そうですね、今のように社会福祉法が大幅に改正になりました。その中で、社会福祉法人の責務という第12条第2項が、大きく責務として、当然やるべきことだということありました。その中には、今言ったように福祉教育を施設側が学校等に出向いて福祉教育をすると、生きた体験教育をやるんだ、そういう話も今出てます。美郷町の教育長さんがお見えなので、教育長さんから、学校と施設側のタイアップというか、福祉教育というものについて、学校側が果たしてそういう時間帯ができるのか。私たちが、福祉施設が行っても受けてくれるものなのか。その辺は学校の立場からどういうものなのでしょうか。

**福田（美郷町）**

美郷町の福田と申します。

教育委員会の立場で、学校では福祉教育がご指摘のとおり一つの課題としてですね取り組む必要が出ております。現在行われているのは、例えば小学生では、福祉施設、老人施設とか、あるいは障がい持った方の施設に、学級全員で行くというのはなかなか学校事情を聞くと受け入れる側で難しいということがあつたりして、美郷町内の小学校では比較的、六郷高校の福祉科に行きまして、福祉の現場そのものではないんですが、福祉に向けてどういうことを学んでいるということを高校生が小学生に教えていただくと。これは1時間ぐらいで学級40人ぐらい、あるいは学年で行けば50人ぐらいが一堂にできるというので、現在取り組んでいるのはそういうところであります。また、小規模でグループでいろいろ職場を訪問するということでは、福祉施設を訪問したり、職業体験をしたりといふことも行っております。それでもまだこれから可能性や取り組みを広げていく方向性はあるというふうに思っておりますので、今日の後三年更生園の発表でもありましたけれども、施設の方に地域との子どもの交流とかで、子どもが少なくなつてなかなかつていう話もちょっとありましたですね。その辺のところを私もお聞きしまして、地域を広く考えていく中で、今までの考えていた地域よりも一回り二回り大きい地域で子どもたちに声をかけて、そして施設に訪問をすると。そういう中でもいろんなご指導をいただく。いろいろな点でも情報交換を教育委員会も仲立ちしながらやっていく中で、その辺が円滑に進んでいったらいいかなと、今日実は教えられたところであります。そのような方向でですね拡充をしていくということでの教育委員会としての果たす役割、それについてはいろんな形で声をかけていただけたら取り組んでいきたいというふうにこう思っているところであります。

**司会**

先生、急に振って申し訳ないです。今、非常にありがたいそしてまた、心強いお言葉を頂戴しました。ひとつ福祉の現場を預かる者としても、その方向に向けてこれからもできることはまず地道にやっていこうと、一つ一つ、まず未来を担う子どもたちを何とか福祉の現場を理解してもらわなければいけないだろうと思います。そういうふうに思っております。

**近藤（秋田市）**

秋田市手をつなぐ育成会の副会長をしてます、近藤と申します。

今回のこのテーマなんすけれども、お互いに人格と個性を尊重できる豊かな共生社会を目指そうということなんすけれども、具体的にちょっと今思ったことなんすけれども、先日横手で、障がい者を宿泊させてくださっていたアパートが火災で焼け落ちて、犠牲者も出ました。そういういた障がい者とかに取り組んでくださってる大家さんの持っているその家屋が、アパートが燃えてしまったということで、私、育成会の副会長をしてるとともに秋田ダルクというアルコール依存症の回復施設の理事もしているんですけども、その施設が、かなり前なんですが立ち上げたばかりの時に、多分漏電ではないかっていうことだったんですが火事で、焼けてしまって、その時は犠牲者はなかったんですけども、それで、そこはもう焼失してしまったのでいろいろなって、ほかの施設を探そうということでアパートとかいろんなところを探して、それである地域のところで競売物件を見つけて、そこに移住しようということになって移住の準備を進めていた矢先に、その町内の方々から、あなたたちの施設は何ですかと、何を目的にしてるんですかと、一度その説明会を開いてくれっていうことで、町内会の皆さんとのところに行って説明会を開いたんですが、もう最初から、そういう障がい者の施設っていうか、まあアルコール依存症なんすけれども、そういう関係者が入るような施設が来るの迷惑だと、もう最初から来るなというふうな、何という、そういう考え方をもとに説明会を開かされた感じだったんですね。その中でとても心に残ったのが、たくさん説明をした後で、あなた方の施設が社会に必要だということはよくわかったと。でも、隣にできるのは困るんだと。あなた方の施設は、言っちゃあ悪いけれどもごみ焼却場と一緒にで、社会には必要だけれども、でも隣にできるのは困るところなんだと、どっか別に行ってくれっていうことで、結局そこの場所は諦めて別の場所に本当に移動して、移動というか求めて今運営してるわけです。実際、横手のあの施設っていうかアパートも火災になって、あそこにいた方がたちがこれからどこに行くかとか、これから問題になるでしょうし、これからグループホームとかそういう施設はどんどんいろんな障がい者においても必要になってくると思うんですけども、その地域社会の中でそういう人たちをどれだけこう理解してくださる方がいらっしゃるかということと、ともに併せて条例ですね、県の条例で何か手話言語条例ができたそうなんですが、秋田市も最初そういうふうに進むはずだったんですけども、結局、今もう一度差し戻して、手話だけではなくて、いろんな障がいの人がいて、その人たちが何も不自由なく共生できるような、障がいのある人も暮らせるような形にしようということで新しい条例を今つくってる最中なんです。そういうことに関するその地域の人の理解、そういうことに対しての団体とか、関係者の方たちがどのように考えて、どのように具体的に話を進めていいのかってと思っていらっしゃるのかっていうのが、個人的に思ってもそれは実現できないことですが、目指す方向と一緒にして、やっぱり一人で戦うよりはなるべく多くの人が一緒に同じように考えた方がいいと思うので、少しずつ社会を動かせるように、そういうことに関して皆さんがどのようにお考えのかっていうことをちょっと聞きたいと思いました。

地域の代表として町内会長さんに、そういう施設が例えば町内にできるとしたら、どのように町内の皆さんで話し合っていらっしゃるのかっていうことですか、あと、その施設をつくった方たち、移転してつくりたりとかもしてると思うんですけども、その時にご近所の方たちとかそういう方たちが最初からちゃんと理解して受け入れてくださったのかなとか、そういうことを聞きたいです。

**司会**

ありがとうございます。それでは、南町内会の大久保さんから、そこら辺のきっかけづくりっていうか、取り組みというか、そういうことをちょっと教えていただきたい。

**大久保（みなみ町内会）**

みなみ町内会。最初に角間川更生園さんができた頃、私もそのような状況で現在の場所にあったのかはわからないんですけども、今回、施設が老朽化になりまして建て替えをもう着工されてます。そこにそのまま建てる前にちょっと移転の話もありましたけども、それがいろんな条件の中でやはり現在の私どもの町内と隣接するところに建てるということになりました、移転の時も、それからそのまま現在のところにやはり建てるしかないという時も、施設さんの方からも町内に対しての説明会、こういうものもありまして、私どもはこのように23年も一緒に交流会やってきてまして、うちの町内ではやはり誰も反対だとそういうようなあれはなかったと、私は思っています。

**三浦（かわ舟の里角間川）**

かわ舟の里角間川の施設長をしております、三浦と申します。

実は、うちの施設、先ほどからありましたように後三年鴻声の里と兄弟施設であります。このたび施設の建て替えというようなことで、やはりどこの市町村もじえんこはないというふうなことだったんで、一番最初は、廃校になった学校に、おめだ方の施設移したらいいねえのとかっていうふうな話もあったようですが、さすがにそれだと非常にこう施設として生活しづらい施設になってしまって、いやいやそうではなくて、新しくこう何とか施設建ててほしいんですっていうふうなことありました。それで、その中で根回しとして、今も角間川のその町内の方々は、おめだ角間川更生園、ここさずといでけだ方がいいよっていうふうなことで、温かいお言葉をいただきました。その中で、元角間川の病院があったところに建て替えてということで移る予定だったんですけども、取り付け道路が狭いとかっていうふうなことがありました。また、その中で二、三の住民の方の反対なんかも確かにありました。やはりそういうところで、先ほどの女性の方から話あったように、ある意味、私たちの施設っていうのは、奥の奥の方さは迷惑施設っていうふうな、そういう考え方もあるのかなっていうことで考えさせられたこともありますけれども、いずれ、今、南町の大久保さんの方からも話がありましたけれども、いずれ最終的には今の施設の隣のところに施設を建てさせていただくということで、町内会の方々、それから角間川の住民の方の同意もいただきまして、今の施設の隣に建てるっていうことで今動いてるようなそういうふうな状況です。

**司会**

ありがとうございました。もう時間も大分押し迫って、愛心苑の佐藤施設長さんから最後にひとつどうぞ。

**佐藤（愛心苑）**

愛心苑の佐藤といいますけれども、先ほど市の副会長さんの提起された問題、大変大事な問題だなと思って聞いてましたけれども、社会福祉法人の果たすべき役割ということが国で随分強調されておりますけれども、これは私は遅きに失したぐらいの政策ではないかなと思って、そもそも社会福祉法人が国の制度でつくられて以来、その責務があるわけですね。

質問の意図に対して、福祉施設の持っている機能、ノウハウっていうことが皆さん蓄積されていますね。それを地域社会のために還元する。例えば、私は実践しましたのは、地域・町内会とともに福祉講座を開催するとか、それから、障がい福祉の技術・スキルの伝達とか、または、障がいのみならず、お年寄り、老人介護についての技術を、実際の技術を伝達するとか、各町内ごとにそういう活動をしてきました。そのことは、地域のお祭りとかいろんな行事交流を、これはもちろん大事なことで理解を深める大変よいことだと思いますけれども、一般の方は社会福祉法人とは何なのかということ、やっぱりご存じないのが一般ですね。ですから、そういう活動を通じて、地域住民の方、あるいは先ほど教育委員長の先生からお話を伺いましたけれども、若い人たちをどんどん引き込んでいく、それが一般社会に対する教育であり、同時に知識・文化というものを広げていく、そういうことが私ども社会福祉法人に求められている役割じゃないのかなと思います。

参考になるのかわかりませんけれども、実践例をちょっと紹介しました。以上です。

**司会**

大変ありがとうございました。今、社会福祉法人のやるべきことということで、私ちょっと法人の経営者

協に入っておりまして、その地域生活支援っていうか共生社会はどうあるべきかという委員会に所属している一人として、今度、経営協に持ち帰って、その件は法人としてもきっちり対応していく必要があるんだろうなと、そういうふうに思いました。

あと残り時間が間もなくやってきました。ちょっとお話をさせてもらうと、今、近藤さんの方から、育成会としての運動活動、運動という言葉が多く出ました。一人の力ではそんなに大きくはできない。だから大きな輪がなって、さらにもっと大きくなつて、渦のように大きな輪になっていけば動かせると。その代表的なのが、私の記憶では今から26年前、1991年、私がまだ40代でこの現場に入った頃なんですけども、当時の県の育成会の佐藤友三郎さんという会長さんがおりました。私も何回かお話しする機会があって、その頃、県の育成会が、当時は精神薄弱という言葉でした、名称は、今日のテーマにもありますけれども、人格を守る、人格というものが欠如されている、精神薄弱者というそういう文言があってですね、これは何事だ。確かに知的能力は遅れてるかもしれないけれども、人格の欠如はないよと。それで全国運動をやって、6年後ぐらいに今日の知的障害者福祉法という法になったんですね。そういう運動の発祥が秋田県がなんですね。

それからもう一つ言わせていただくと、今、共生型サービスっていうのを厚労省は言いました。これは「我が事・丸ごと」ということですね、自分のことのように、他人事ではない、みんな障がいがあつてもなくとも同じ地域の中で、要するに国際障害者年のノーマライゼーション理念をしっかりともう一回原点に戻そうやと。「我が事・丸ごと」というのはそういうことです。その今スタートを来年から切る。障がいと高齢者と一緒にする共生型サービスと、今、厚労省は言われます。やろうとします。これは富山のデイサービスがベースになってるもので、障がいがあっても、障がい者施設だけじゃなくて、当然お年を召すわけですから、高齢者になるわけですから、障がい施設が介護保険の指定サービス事業所の指定を取りやすくする、それが厚労省で言うところの共生型サービスなんですね。そうなった場合に、私たちの社会福祉法人はもっともっと責務としてやるべき、やっていかなければいけないんだろうなと。そのためには、まず地域の皆さん的一人一人の理解が必要だ。

それからもう一つは、近藤さんも言ってましたように、今年の7月、行政として秋田市で、障がい者にやさしい共生社会実現のために条例骨子案をつくりました。私もホームページ読ませていただきました。今、この骨子が正本になって、多分、県内各地では秋田市を先頭に行政もこの方向に条例づくりが進んでいくだろうと、私は非常に期待しております。これが全市町村にそういう策定ができれば、まず呼称の問題、条例整備されると同時に地域のみんなも、これは障がい者一人だけじゃないので、皆さんのが我々も含めて、これからお年寄りになれば足が不自由になったり目が見えなかったり、それから耳が聞こえなくなったり、障がいの予備軍なんですね。そういうことで一人一人が他人事じゃなくて自分のごとく理解をして、明るい地域社会を続けていくこというようなことがこれから求められることではないのかなと。これがテーマの「温かい地域の交流から輝く共生社会をめざそう…」というふうになるだろうと、私勝手に思いました。

大変こう描いたとて恐縮ですけれども、これにて今日のシンポジウムを終わります。

4人の発表者の皆さんに、いま一度大きな拍手で送りたいと思います。どうもありがとうございました。

お詫び～紙面の都合により、テーマに沿った内容のみ要約掲載しました。

(文責：船木)

## 秋田県ともだちの会

育成会の県大会に併せて、秋田県ともだちの会を開催しました。

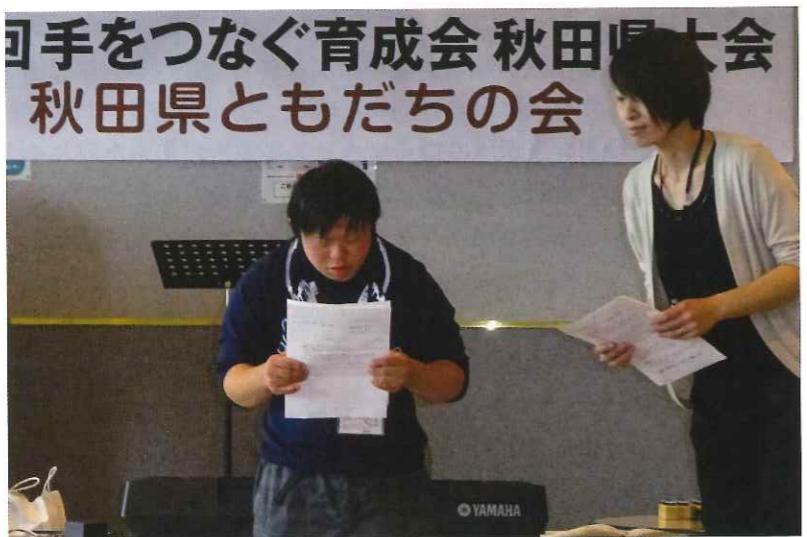
65名の本人参加があり、33名の方は、大会会場の仙北ふれあい文化センター2Fのふれあいホールで音楽療法士の日沼郁子さんと一緒に歌や楽器を楽しみました。

また、他の32名の方は大仙市にある秋田県立農業科学館を見学し、同敷地内にある果樹園で梨狩りを楽しみました。

### 歌と楽器を楽しむ皆さん

司会 向平慶一さん

支援者 石橋鮎美さん



軽快な踊りとダンスで楽しむお友だち！



### 秋田県立農業科学館見学



昔も今も変わらない緑日風景に  
楽しんでいる参加者

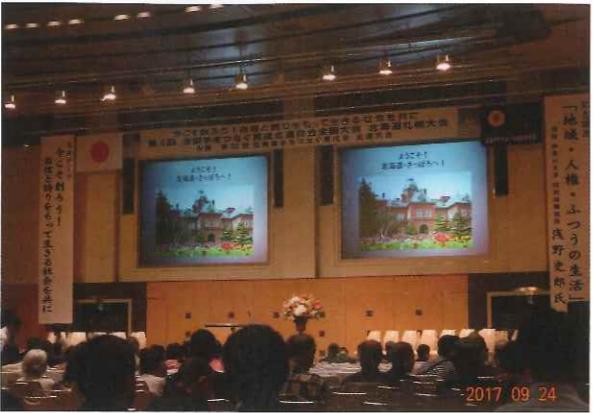
色づき始めた梨を保護者と  
一緒に狩るお友だち



## 第4回 全国手をつなぐ育成会連合会北海道札幌大会

「今こそ創ろう！自信と誇りをもって生きる社会と共に」を大会スローガンとして全国手をつなぐ育成会連合会の第4回大会が北海道札幌市のホテルロイトン札幌をメイン会場として開催されました。全国から約1,600人の参加がありました。

秋田県からの参加者	6人
大日寮保護者会（会長）	原田 昭雄
鹿角手をつなぐ親の会（会長）	牧野 料介
県手をつなぐ育成会（会長）	兎澤 正文（受賞者）
（顧問）	高橋 精一
（事務局長）	谷内 和夫
	船木 定宏



全体会 平成29年9月23日(土)～24日(日)の2日間

### 【第一日目】

9月23日（土）13時30分から16時まで、「暮らす」をテーマとした第4分科会に参加しました。

（参加者：約200人）

#### 第4分科会 基調講演 日本相談支援専門員協会 顧問 福岡 寿 氏

第一日目の午前10時30分～12時まで「障害のある方を地域で支援する」をテーマに講演。資料の内容から、施設で暮らしていた時代から普通に近い暮らしに近づける時代へと、長野県の地域生活移行の具体的な取組みを解説しながら地域での関係者のネットワーク支援のあり方や地域生活支援拠点実現のための歩みが紹介されていた。

### シンポジウム

コーディネーター 社会福祉法人 NIKORI 常務理事

シンポジスト 日本グループホーム学会 運営委員

愛育会地域生活総合支援センター サービス管理責任者

こころりんく東川 副理事長

山崎 千恵美 氏

中西 昌哉 氏

内田 良子 氏

大友 愛美 氏

- ・ 暮らすを支える相談・支援のあり方
- ・ 自立生活支援事業について
- ・ 地域生活支援拠点事業について
- ・ グループホームの今と課題
- ・ 在宅を支える家族支援のあり方
- ・ 本人の思いに添った暮らしをつくる

午後1時～4時まで、上記6点をテーマに各シンポジストから発表を行い、それに基づきながらフロアからの参加者との意見交換が行われた。



### 主な発表内容

#### 【中西 昌哉 氏】

家族支援と個別支援において、本人の年齢に応じたステップから1～5年、5～10年、10年以降として区切り、年齢を重ねることで生活スタイルを変えていく。日々の関わりの中で「今」大切なことは何かを意識しておくことが大切。障害のある方が地域で安心して暮らしていくには、一人ひとりに合わせた暮らしのオーダーメイドで支援を決定している。



ていた。

#### 【内田 良子 氏】

希望や夢を叶えるためにをメインテーマとして、氏が関わっている若竹ホーム（徳島県）の紹介をする。その中で、利用者本人へ暮らしや具体的な支援あり方等、自らの思いをアンケートしたりまた、ホームで働いている世話人さんに対しては、利用者のどんな顔を知っていますか？恋愛についてどう思いますか？等々の意見を聞いてきた。みんなのことを決めつけがちな自分たちでしたが、スタッフが変われば利用者も変わると力を込め

### 【第二日目】

9月24日（日）9時00分より始まった大会式典や記念講演に参加しました。

大会式典では、秋田県より鹿角手をつなぐ親の会会長 兎澤正文さんが全国連合会会長の久保厚子氏より表彰状が贈呈される。

#### 「中央情勢報告」 全国手をつなぐ育成会連合会 統括 田中 正博 氏

毎年行っている育成会フォーラムの権利擁護で登壇された野沢和弘さんと久保会長の話の内容を取りまとめたのを資料として掲載している。

60数年続いてきたこの育成会活動が、連合体として変わって4年になった。これまで順調に進んできていると考える。しかし、一方で会員の減少が数字で表れてきている。毎年400万円の予算減少が続いている。これらの問題を解決するために、今後は政令指定都市の会長達と意見交換していく。まずは「手をつなぐ」の講読者を増やす必要がある。

相模原事件に対しては、育成会で写真の紹介や1年を経過しての考察、団体としての団結を謳ってきた。また、今後は総合支援法3年後の見直しや少子高齢化を加えた、サービス報酬の改定が予定されている。各種団体と手を取り合って、これ以上減額をさせないよう関係機関に働きかけて行く。

これから総合支援法は、共生型という新しい表現で高齢者との相乗りできる仕組みを検討している。

## 記念講演

「地域・人権・ふつうの生活」 講師 浅野 史郎 氏

大会資料の解説より一部抜粋



熱い思いを持つて 浅野史郎氏

浅野さんは、厚生労働省から北海道庁に出向したとき「ケア付き住宅」をはじめ、北海道の障害福祉を発展させた方です。「私の考えが変わったのは、福祉課長として道庁に赴任し、施設を尋ねて話を聞いて回ってからです。どんなに重度の障害者でも、昨日できなかつたことが今日できるようになることがある。そんな進歩があれば、生きていて良かったと思う。その積み重ねが生きていくということなんだと」注・引用（「耕論」障害があったとしても）

その後、「普通の生活は地域の中にある」という確信の下に浅野さんが、厚生省の障害福祉課長の時に始めたのが、少人数で暮らすグループホーム制度でした。そして93年から3期務めた宮城県知事時代には、大規模施設に入所する知的障害者の地域移行を全国に先駆けて進められてきました。2006年に施行された障害者自立支援法では地域生活支援が明確にうたわれ、"施設から地域へ"という流れは大きく前進していますが、課題もたくさんあります。

講演題の地域・人権・福祉をキーワードに地域の受け皿作り、重度の障害者も成長する、進歩する。普通の場所で普通の生活がしたいのだと強調されていた。

**次期開催地** 京 都 市

日 時 2019年2月23日（土）・24日（日）

場 所 国立京都国際会館

## 第57回手をつなぐ育成会東北ブロック大会



式典会場：華胥

福島県郡山市で開催された第57回手をつなぐ育成会東北ブロック大会は10月21日（土）・22日（日）の2日間の日程で進められました。全体の参加者数は500名で、秋田県からの参加者総数は15名で内、本人が1名でした。

2日間の日程は、磐梯熱海「ホテル華の湯」の各式場を中心に行われました。大会式典では主催者・来賓挨拶、各種表彰状・感謝状贈呈（秋田県からブロック大会会長表彰は由利本荘市・池田芳雄氏、1名が受賞されました。）その後、大会決議（育成会・本人）の採択が参加者全員の拍手で承認されました。

式典終了後、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園で事業企画部事業企画・管理課長として勤務されている古川慎治氏の中央情勢報告がありました。

内容は、障害福祉サービスの動向という副題で、私たちに関係する障害者総合支援法施行3年後の見直しを中心に、新たな制度や仕組みをパワーポイントを使いながら詳細に説明をされました。

次に育成会分科会では、第1分科会が「グループホームとショートステイ」をテーマに青森県手をつなぐ育成会理事・八戸市手をつなぐ育成会会长の川村暁子氏より「我が子の幸せな自立を考える」～親である私が元気なうちにできること～と題して話題提供がありました。



助言者 田中勉 氏

第2分科会は「働く」（就労と自立支援）をテーマに山形県社会福祉法人天童まいづる会 天童ひまわり園で就労支援を担当されている中島進之氏より園での具体的な就労支援の内容が報告されました。この分科会には秋田県手をつなぐ育成会副会長・秋田市手をつなぐ育成会会长の田中勉氏（秋田市議会議員）が助言者として参加し、現在民間企業の経営者としてまた、就労継続支援B型（定員30名）事業所を運営する立場から障害者の就労支援の方法や行政等関係機関への働きかけ等、今までに経験された事を基に助言して貰いました。

第3分科会では、「これから育成会」（育成会活動と津久井やまゆり園事件）をテーマに宮城県手をつなぐ育成会業務執行理事兼事務局長の千葉令子氏から話題提供があり、今後の会活動のあり方等を福島県の照山会長が自ら助言しておりました。

二日目の記念講演は、渡部行政書士事務所「親なきあと」相談室代表・世田谷区手をつなぐ親の会副会長の渡部伸氏より、「親あるうち」に「親なきあと」の準備を本人の事例を交えながら2時間15分間、老障介護を引き起こさないために遺言の仕方や、障害者扶養共済制度等、私たちにとって身近な問題を懇切丁寧に説明して頂きました。

本人分科会では、第一日目は「体験見学」としてバスで郡山石庭ふれあい牧場や野口英世記念館を見学しました。二日目は、レクリエーションやしゃべりば、つどいの3分科会に分かれて本人達が交流を図りました。

## 来年の第58回東北ブロック大会予定

平成30年9月8日（土）・9日（日）

山形県天童市

障がいのあるご本人と、そのご家族のための総合保険です。

## ぜんちの あんしん保険

平成25年料率改定

少額短期健康保険（兼用会社）2012年版

ここに  
注目！

ぜんちのあんしん保険はご親族の方、  
施設職員の方もご加入いただけます。

充実した保障を手軽な保険料で提供するぜんちのあんしん保険は、  
ご本人だけではなく、ご家族、施設職員の方にもご加入いただけます。  
皆さまの保険としてぜひご検討ください。

病気・ケガの入院

個人賠償補償

被害事故の解決

ぜんちの  
あんしん保険  
3つの特長

①

1泊2日の入院を  
初日から保障

②

個人賠償責任補償は  
原則として回数制限なし  
(一ヶ月のお支払い限度額は1,000万円)

③

被害事故にも頼もしい  
権利擁護費用補償



特別支援教育を必要とされている方のために生まれました。

## ぜんちの 子ども傷害保険

個人賠償  
弁護士費用  
ケガ入院・通院  
少額短期傷害保険（2015年版）

特別支援学級に通う児童・生徒のために開発された、  
障がい児のための専用保険です。  
知的障がいや発達障がいのある子どもたちを、  
事故や虐待被害などからお守りし、  
安心した学校生活を送っていただけます。

日本初！特別支援学級向け  
保険がついに誕生しました！

【ぜんちの子ども傷害保険の3大特長】

個人賠償責任補償

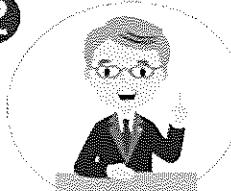
権利擁護費用補償  
(弁護士費用)

ケガでの入通院保障

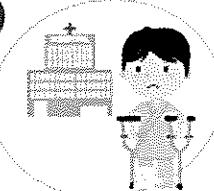
①



②



③



ぜひ、あなたご自身で詳しい保障内容をお確かめください。

保障内容に関するご質問、お問い合わせ

フリーコール



0120-322-150

受付時間9:00～17:00（土日、祝日、年末年始を除く）



ぜんち共済株式会社

関東財務局長(少額短期保険)第14号

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3丁目5番8号

岩本町シティプラザビル5階

<http://www.z-kyosai.com/>